

# 近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会の概要

審議会等の名称	近鉄西大寺駅南土地区画整理審議会
設置目的、担当事項	<p>土地の権利者代表に対して土地区画整理事業について同意得るため、または意見を聴くため</p> <p>同意を得る事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①評価員を選任しようとする場合</li> <li>②過小宅地の基準となる地積を決定する場合</li> <li>③過小宅地を換地不交付にする場合</li> <li>④宅地の地積を減らして換地する場合</li> <li>⑤過小借地の基準となる地積を決定する場合</li> <li>⑥過小借地を換地不交付にする場合</li> <li>⑦借地の地積を減らして換地する場合</li> <li>⑧換地計画における宅地の立体化</li> <li>⑨特別な宅地に関する措置をする場合</li> <li>⑩保留地を定めようとする場合</li> </ul> <p>意見を聴く事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①換地計画の作成及び換地計画の縦覧による意見書を審査する場合</li> <li>②換地計画を変更する場合</li> <li>③仮換地指定する場合</li> </ul>
設置根拠法令等	土地区画整理法、大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業） 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例
設置年月日	昭和63年12月19日
委員数	10人
任期	5年
委員構成	宅地所有者、学識経験者
公開・非公開の別	公開（権利者の個人情報にかかわる内容等の場合は非公開）
担当課	都市整備部 西大寺駅周辺整備事務所